

料等の支払いを要します。

7-1-5. 提供の中止中の料金等

6-4（提供の中止）の規定により、サービスの提供が中止された場合における料金等は、8-1（損害賠償）の規定に準じて取扱います。

7-1-6. 料金等の改定

当社は、料金等を改定することがあります。この場合においては、当社は、契約者に対し改定された料金等を適用する1ヶ月前までに当社ホームページで発表または当社の定める方法等により通知するものとします。

7-2. 初期費用の支払義務

契約者は、3-1（利用申込と契約の成立）に基づき利用契約の申込みを行い、当社がこれを承諾したときは、その他契約書等に定める料金表に規定する初期費用の支払いを要します。なお、初期費用は、契約解約時に返却しません。

7-3. 割増金

契約者は、料金等の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

7-4. 遅延損害金

契約者は、本サービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき未払い額に対する年率14.5%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

7-5. 消費税

契約者が当社に対し料金等に関する債務を支払う場合において、支払いを要する額は、料金等の額に消費税相当額を加算した額とします。

7-6. 契約解除に伴う料金等の精算方法

最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合（6-3-3、6-3-4の規定により解除された場合を除く）における本サービスの料金等の額は、課金開始日から当該最低利用期間の末日までの期間の額とします。契約者は、この額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

第8条. 損害賠償

8-1. 損害賠償

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、そのことを当社が知った時（以下「障害発生時刻」という）から起算して、連続して24時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償責任に応じます。この場合における本サービスの損害賠償の範囲は、契約者に現実には発生した直接かつ通常の損害とし、障害発生時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である場合に限り）に対応する月額料金の範囲内で、かつ、その総額は1ヶ月分の月額料金相当額の範囲を超えないものとします。

8-1-2. 権利の失効

契約者は、前項の請求をなし得ることとなった日から6ヶ月以内に当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとします。

8-1-3. 損害賠償の例外

当社が事前に公示する当社サービスの保守等のため利用できなかった場合は、本条で定める賠償の対象とはなりません。

8-1-4. 損害賠償の特例

当社は、電気通信事業者等の責に帰すべき理由により本サービスの提供ができなかった場合、当社がその電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、契約者に現実には発生した通常損害に限り8-1に準じて賠償請求に応じます。

8-2. 免責

当社が契約者に対して負う責任は、8-1（損害賠償）に規定するものがすべてであり、これを超えて、契約者が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、情報紛失にかかる損害、財産的損害、信用損害その他一切の損害について、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が当社の故意または重大な過失により損害を被った場合は、この限りではありません。

8-2-2. その他の免責

当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性、適法性について、いかなる保証も行いません。

8-3. 自己責任の原則

契約者は、本サービスの利用に伴い、第三者（国内外を問いません）に対して損害を与えた場合および第三者からのクレームを受けた場合、自己の責任に

おいて、これを処理解決するものとします。契約者が、本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合および第三者に対しクレームを通知する場合においても、同様とします。

8-3-2. 契約者に起因する損害賠償

当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

第9条. 個人情報の保護

9-1. 個人情報の保護

当社は、本サービスの提供により知り得た契約者の個人情報を「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

9-1-2. 個人情報の利用等

当社は、契約者の個人情報を次に掲げる場合を除き、本人以外の第三者に開示し、または利用しないものとします。

- (1) 契約者本人の同意があるとき
- (2) 本サービスの提供のために業務委託事業者等に対して必要な範囲で個人情報を提供するとき
- (3) 契約者に対して、当社または関係会社の商品やサービスを紹介するとき
- (4) 各種販売促進用アンケート、キャンペーン実施、アップデート情報提供のとき
- (5) その他、司法当局等による法令の定めにより開示が求められた場合

9-1-3. 個人情報の確認、訂正

契約者は、当社に対し、自己に関する個人情報の確認および訂正を請求することができるものとします。

第10条. 雑則

10-1. 機密保持

当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（通信の機密を含む）を、法令に基づく場合を除き、第三者に開示し、または漏洩しないものとします。

10-2. 著作権

別段の定めのない限り、当社の提供するサービスに関する各コンテンツに関する著作権その他知的財産権は、当社あるいは当社および各コンテンツの主催者に帰属するものとし、また、各コンテンツの集合体としての本サービスの著作権その他知的財産権は当社に帰属するものとします。

10-3. 情報の削除

当社は、契約者による本サービスの利用が利用契約に違反する場合または当該利用に関して第三者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、あるいはその他の理由で運営上不適当と当社が判断した場合には、契約者に対し、次の措置のいずれかまたはそれらを組み合わせて講じることがあります。

- (1) 契約者に対して表示した情報の削除を要求します。
- (2) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または閲覧できない状態におきます。

10-3-2. データの消去

この契約の全部または一部が終了したときは、契約者は、本サービスに基づき蓄積された全てのデータに対するアクセスの権利を失うものとします。その場合、当社は、本サービスに基づき当社の設備内に蓄積された契約者のデータを事前通告することなく消去することができ、それらデータあるいはそのコピーを契約者に対して利用させる義務を負いません。

10-4. 当社の権利の譲渡等

当社は、契約者の承諾を得ないで金融機関、その他の第三者に対してこの契約に基づく権利の全部、または一部を譲渡し、またはこの物件に対して担保権を設定することが出来ます。

10-5. 再委託

当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を再委託することができるものとします。

10-6. 反社会勢力の排除

当社または契約者の一方が、以下の各号のいずれかに該当した場合、相手方は何らの催告を行わず、直ちに当社と契約者間で締結された全ての契約を解除することができます。当社および契約者は、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに

準ずる者（以下「暴力団員等」という）である場合

(2) 当社または契約者の代表者、責任者、または実質的に経営権を有する者が暴力団員等である場合、または暴力団員等への資金提供を行う等、密接な交際のある場合

(3) 自らまたは第三者を利用して、相手方に自身が暴力団員等である旨を伝え、または関係者が暴力団員等である旨を伝えた場合

(4) 自らまたは第三者を利用して、他相手方に詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合

(5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為をした場合

(6) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または妨害する恐れのある行為をした場合

10-7. 合意管轄裁判所

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第1審の合意管轄裁判所とします。

10-8. 準拠法

本約款（本契約に基づく利用契約も含む）に関する準拠法は、日本国法とします。

10-9. 紛争の解決

本約款に定めのない事項については、当社と契約者は、誠意をもって協議し、解決するように努力するものとします。

【附則】

本約款は2023年7月1日から実施